

災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等に関する基本協定
- (2) 活動場所 松江国道事務所において管理する①松江地区（松江維持出張所管内及び松江道路建設予定地内）、②出雲地区（出雲維持出張所管内、多伎・朝山道路建設予定地内、朝山・大田道路建設予定地内及び仁摩温泉津道路建設予定地内）、③頓原地区（頓原維持出張所管内及び中国横断自動車道尾道松江線建設予定地内）を対象とします。
- (3) 活動内容 本活動は、(2)の活動場所において、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに松江国道事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものです。
- (4) 協定期間 協定締結後 ～ 平成22年5月31日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量」又は「地質調査業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 過去10年間（平成11年度以降）において、松江国道事務所が発注した業務の実績があること。
なお、土木関係建設コンサルタント業務を希望する者は土木関係建設コンサルタント業務の実績、測量を希望する者は測量の実績、地質調査業務を希望する者は地質調査業務の実績があること。
- (6) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以

上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 以下のいずれかの資格を保有すること。

【土木関係建設コンサルタント業務】を希望する者

ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記のいずれ

かとする。

- a) 建設一道路
- b) 建設一鋼構造及びコンクリート
- c) 建設一トンネル

イ) 技術士（建設部門）を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。

- a) 道路
- b) 鋼構造及びコンクリート
- c) トンネル

ウ) R C C Mを有する者。専門技術部門は下記のいずれかとする。

- a) 道路
- b) 鋼構造及びコンクリート
- c) トンネル

エ) 工学博士を有する者。

【測量】を希望する者

ア) 測量士を有する者。

【地質調査業務】を希望する者

ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記に限る。

- a) 建設一土質及び基礎

イ) 技術士（建設部門）を有する者。選択科目は下記に限る。

- a) 土質及び基礎

ウ) 技術士（応用理学部門）を有する者。選択科目は下記に限る。

- a) 地質

エ) R C C Mを有する者。専門技術部門は下記のいずれかとする。

- a) 地質
- b) 土質及び基礎

オ) 地質調査技士を有する者。

- (7) (6)の基準を満たす技術者及び、本活動の実務を担当する技術員が在籍する本店又は支店が、土木関係建設コンサルタント業務を希望する者と地質調査業務を希望する者については活動場所内にある出張所から自家用自動車を利用して概ね4時間以内の範囲にあること、測量業務を希望する者については活動場所内にある出張所から自家用自動車を利用して概ね2時間以内の範囲にあること。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている者で行います。

なお、協定は最大6区域まで応募可能としますが、締結できる区域は原則として最大3区域までとします。

- (2) 重複して希望があった区域は、第1希望の者を優先します。
- (3) 同一希望の同一順位又は、第2希望以降の異順位又は、第2希望以降の同一順位があった区域については、平成21・22年度「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量」又は「地質調査業務」の各付け順位の高い者を優先します。
- (4) 選定、非選定の結果については、書面により通知します。

4. 担当部局

〒690-0017 島根県松江市西津田二丁目6番28号
国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所 管理第一課
TEL 0852-26-2131 (代表) 内線430
FAX 0852-27-4132

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の業務実績【別記様式2】

※過去10年間（平成11年度以降）において、松江国道事務所が発注した業務の受注実績について記載願います。

※TECRISに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）を提出願います。

③技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

④活動の実施体制【別記様式4】

※2.(7)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出願います。

⑤担当業種・区域希望調査票【別記様式5】

※希望される担当業種及び担当区域を記載してください。

⑥一般競争（指名競争）参加資格認定書の写し

※平成21・22年度「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格認定書の写しを提出願います。（インターネット申請により行っている場合は、「平成21・22年度受付表」「申請書①」「測量等実績高と希望業種・国土交通省地方整備局等」を出力した写しを提出願います。）

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

- ①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）。

②受付期間：平成21年3月26日（木）から平成21年4月22日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：平成21年3月26日（木）から平成21年4月8日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

③提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、平成21年4月22日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

②場 所：4. に同じ。

(5) その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めません。

基本協定参加資格確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

松江国道事務所長 越智 健吾 殿

住 所

会 社 名 〇〇コンサルタント(株)

代表者氏名

平成21年3月26日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の業務実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④に定める活動の実施体制を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤に定める担当業種・区域の希望を記載した書面
- 5 基本協定締結説明書5.(1)⑥に定める一般競争参加資格認定書の写し

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

過去の業務実績

[記入例]

会社名：

業務 名称 等	業 務 名	
	TECRIS登録番号	
	契 約 金 額	
	履 行 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
業 務 概 要		

注) ・TECRISに登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面(契約書類等)の写しを添付すること。TECRISデータに業務概要等が登録されていない場合は、それらを確認できる仕様書等の写しを添付すること。

(別記様式3)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 ^(フリガナ)	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
所属・役職			
保有資格	技術士（部門：分野： 登録番号： ・取得年月日： ） RCCM（部門：分野： 登録番号： ・取得年月日： ） その他（ ）		

(別記様式4)

活動の実施体制

[記入例]

会社名：

○本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

：

：

※緊急時に速やかに対応できる技術員を記載してください。

○緊急時に準備できる作業員数

○○人

※普通作業員以上を記載してください

(別記様式5) 『担当業種・区域希望調査票』

協定締結を希望される業種・区域について、協定締結を希望される順位を記載願います。

区 域 名	土木関係建設コンサルタント業務を希望される場合 希望される順位
①松江地区	
②出雲地区	
③頓原地区	

区 域 名	測量を希望される場合 希望される順位
①松江地区	
②出雲地区	
③頓原地区	

区 域 名	地質調査業務を希望される場合 希望される順位
①松江地区	
②出雲地区	
③頓原地区	

※本基本協定を締結できる担当区域数は、最大3区域までとします。

※本基本協定締結を希望できる担当区域数は、最大6区域までとします。

※複数箇所希望される場合は、2.(7)の条件を満たす必要があります。

※区域の詳細

①松江地区

国道9号

島根県安来市吉佐町～島根県松江市宍道町地内

国道54号

島根県松江市宍道町地内

松江道路建設予定地

島根県八束郡東出雲町出雲郷～松江市玉湯町湯町地内

②出雲地区

国道9号

島根県簸川郡斐川町～島根県大田市温泉津町地内

多伎・朝山道路建設予定地

島根県出雲市多伎町久村～島根県大田市朝山町朝倉地内

朝山・大田道路建設予定地

島根県大田市朝山町朝倉地内～島根県大田市久手町刺鹿地内

仁摩温泉津道路建設予定地

島根県大田市仁摩町大國～島根県大田市温泉津町今浦地内

②頓原地区

国道54号

広島県三次市布野町～島根県雲南市加茂町地内

中国横断道尾道松江線建設予定地

島根県雲南市吉田町吉田～島根県雲南市三刀屋町三刀屋地内

※担当区域については、決定後、更に担当区域を細分化して協定を締結することがあります。

記載例 1

区 域 名	土木関係建設コンサルタント業務を希望される場合 希望される順位
①松江地区	第5希望
②出雲地区	第4希望
③嵯原地区	第6希望

区 域 名	測量を希望される場合 希望される順位
①松江地区	第2希望
②出雲地区	第1希望
③嵯原地区	第3希望

区 域 名	地質調査業務を希望される場合 希望される順位
①松江地区	
②出雲地区	
③嵯原地区	

区 域 名	土木関係建設コンサルタント業務を希望される場合 希望される順位
①松江地区	
②出雲地区	第3希望
③頓原地区	

区 域 名	測量を希望される場合 希望される順位
①松江地区	
②出雲地区	第1希望
③頓原地区	

区 域 名	地質調査業務を希望される場合 希望される順位
①松江地区	
②出雲地区	第2希望
③頓原地区	

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の業務実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→TECRISに登録されていない場合及びTECRISで確認できない場合等は必須提出
- 一般競争（指名競争）参加資格認定書の写し →必須提出

技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証等）
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

活動の実施体制

- 活動の実施体制（別記様式4） →必須提出

担当区域の希望を記載した書面

- 担当業種・区域希望調査票（別記様式5） →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。